令和５年度川越市姉妹都市交流事業（KET Program）募集要項

川越市姉妹都市交流事業（KET プログラム）は、川越市と姉妹都市との相互理解を促進し、川越市における外国語教育を中心に国際交流を促進することで、川越市における国際性を育むことを目的としている。本事業は、１年ごとに延長されるものである。

本事業は、東京国際大学、ウイラメット大学、及び米国オレゴン州セーレム市の協力のもと、１９８９年に開始されたものである。

本事業は、過去３０年来、絶大な評価を博しており、この高い評価を維持することは、非常に重要なことである。本事業への参加者として、川越に招致された者は、川越市の姉妹都市の代表者として重要な責務を果たすことが期待されている。

本事業の詳細は以下の通りである。

１　勤務地及び職務

（１）職務範囲　英語指導及び国際理解教育の推進（川越市英語指導助手）

（２）勤 務 地

上記に示された職務範囲において、職務は、川越市立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び川越市立教育センターにて遂行されるものとする。

（３）職務内容

英語指導助手は、教育長、校長の指示、監督のもと、指導主事、英語科担当教員等の助手として次の職務に従事するものとする。

一　小学校における外国語活動並びに小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における外国語科授業の補助
二　課外活動への協力及び指導
三　英語補助教材の作成及び英語スピーチコンテストへの協力
四　教職員等への研修活動の補助指導
五　国際交流関係事務
六　職員又は地域住民に対する語学指導及び国際交流活動への協力
七　その他、教育委員会が必要と認めた職務

２　応募資格

志願者は、次の各号の資格要件を備えていることとする。

一　心身ともに健康であること。
二　日本での職務に従事し、生活する適応能力を備えていること。
三　大学を卒業している、または、卒業見込であること。
四　英語について、現代の標準的な発音、リズム、イントネーションを身に付け、正確かつ適切に運用できる優れた語学力を有していること。また、論理的に文章を構成する力を備えていること。
五　日本についての関心があり、採用後もすすんで日本に対する理解を深めようとする意欲があること。
六　日本における教育、特に英語教育に関心があり、実践への意欲をもっていること。
七　子ども、教員と共に活動することに興味・関心、意欲を持っていること。

八　教育にふさわしい言動、服装で業務ができること。
九　日本国法令を遵守する意思を有すること。
十　採用時において従事可能な在留資格を有すること。
　その他、地方公務員法第１６条に規定する欠格事項に該当しないこと。

３　任用条件

（１）任用期間、勤務時間

任用は、令和５年の８月１日に始まり、令和６年の７月３１日までの１年間であるが、選考等を行った上で、再度任用する場合がある。期間の途中で退職すると、学校の教育計画等プログラムの運営に重大な支障をきたす。よってすべての参加者は、任用期間を全うすることが要求されている。なお、新型コロナウイルス感染症等の不測の事態の影響により、任用期間が変更になる場合がある。

川越市における通常の勤務時間は７時間で４５分を休憩時間とする。おおよその勤務時間は月曜日から金曜日まで午前８時３０分から午後４時１５分までであるが（４５分間の休憩時間を含む）、学校事情により時刻が異なる場合もある。時間外勤務や休日勤務を行う場合がある。

（２）報　酬（時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務に係る報酬を除く）

報酬は、勤務年数により異なるものとする。

１年目	２年目	３年目	４年目以降
２８０，０００円	３００，０００円	３２５，０００円	３３０，０００円

当月末締め、翌月２１日払いとする。

社会保険料、雇用保険料が給与支払い時に控除される。住民税が課税される場合は、採用者が支払うこととする。

新型コロナウイルス感染症等の不測の事態の影響により、任用期間が変更になった場合、川越市が定めるところによって報酬を算定することとする。

（３）休暇

年次有給休暇は、任用期間及び１週間の勤務日数に応じて 20 日の範囲内で付与される。また、病気休暇、特別休暇等の制度があり、休暇の種類により有給休暇、無給休暇が異なる。詳細については、採用後に手交される「勤務条件通知書」及び「会計年度任用職員の休暇一覧」による。

（４）来日、帰国のための旅費

来日にあたって、アメリカ国内の指定された空港から成田国際空港又は羽田空港までの旅費については、採用された者が本事業の計画を滞りなく履行し、任用に係る規則等を遵守するという条件のもと、川越市の旅費規程に基づき負担される（航空券の手配）。自宅からアメリカ国内の指定された空港までの旅費は本人負担とする。成田国際空港又は羽田空港から川越市までの旅費は、川越市の旅費規程に基づき負担される（旅費の支給）。ただし、年度によって変更することがある。

帰国にあたって、成田国際空港又は羽田空港からアメリカ国内の指定された空港までの旅費については、採用された者が任用期間を満了するという条件のもと、川越市の旅費規程に

基づき負担される（航空券の手配）。アメリカ国内の指定された空港から自宅までの旅費は本人負担とする。川越市から成田国際空港又は羽田空港までの旅費は、川越市の旅費規程に基づき負担される（旅費の支給）。ただし、年度によって変更することがある。

（５）住　宅

受入団体は、採用者に集合住宅の１室（賃貸のワンルームアパート）を用意する。賃貸に係る諸費用はすべて採用者自身の負担とする。毎月の賃借料の目安としては、物件によって差はあるが約６万５千円程度である。他に、初期費用、火災保険料として、来日直後、１５～２５万円程度負担することとなる。

（６）オリエンテーション

到着後、日本での生活、及び具体的な職務の履行についてのオリエンテーションは、川越市教育委員会にて行われる。

４　応募手続き

（１）応募関係書類は下記の場所にて入手できる。

ウィラメット大学　人文科学科　オフキャンパスオフィス 900 State Street, Salem, Oregon 97301, USA http://willamette.edu/offices/oie/connections/ket-program/index.html

（２）提出書類

①　所定応募用紙（指定様式）

②　写真（ﾊﾟｽﾎﾟｰﾄｻｲｽﾞ６枚、横３㎝×縦４㎝、３ヶ月以内撮影、裏面に記名、１枚は応募用紙に貼付）

③　健康状況報告書（指定様式）

④　推薦書（１部）

⑤　成績証明書

⑥　卒業証明書（卒業見込み者については卒業見込証明書又は在学証明書を提出）

上記書類は、卒業証明書を除いて令和５年２月２８日までにウィラメット大学に提出するものとする。

（３）最終採用結果は、令和５年４月上旬までに通知されるものとする。

（４）採用決定者は、医師の署名した正式な健康診断書（診断書様式は、採用予定者に採用通知とともに送付）及び他の必要書類（卒業証書写し、同意書、パスポート写し）を、川越市教育委員会に直接、提出しなければならない。

（５）採用決定者に以下のような事由が生じた場合には、一方的に合格が取り消され失格となることもあり得る。

①参加者としてふさわしくない行為があった場合、もしくは、そのような行為を行う恐れがあると認めるに足りる相当の理由がある場合。

②応募書類に虚偽の申告があった場合。